

藤枝市農業委員会農業委員募集要項

1. 募集人数

17名

2. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3. 身分

藤枝市の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

- (1) 農地の権利移動の許認可及び農地転用の審査業務
- (2) 農地・農業経営に関わる証明
- (3) 農地等の利用の最適化の推進
 - ① 担い手への農地利用の集積・集約化
 - ② 遊休農地の発生防止・解消
 - ③ 農業への新規参入の促進
- (4) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導
- (5) その他農業委員会が必要とする活動

5. 委員報酬

会長 月額49,000円

委員 月額30,000円

6. 推薦を受ける者及び応募をする者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 藤枝市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれと密接な関係を有する者

7. 推薦及び応募に関する手続き等

既定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、藤枝市農業委員会事務局までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 提出書類

- ・個人又は、法人・団体が推薦する場合 様式第1号
- ・応募する場合 様式第2号

- (2) 提出書類の入手方法農業委員会事務局（市役所南館1階）の窓口にあるほか、下記の藤枝市ホームページからダウンロードできます。

◆藤枝市ホームページ◆ <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>

8. 推薦及び応募の受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年4月6日（月）まで【必着】

※持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9. 選定方法

藤枝市農業委員会委員候補者選定会を開催し、提出された書類をもとに選考します。

（必要に応じて面接を行う場合があります。）

結果については、推薦を受ける者及び応募をする者全員に文書で通知します。

10. 情報の公開

受付期間の中間及び期間終了後に、藤枝市ホームページ等で下記について公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が、当該推薦を受ける者について藤枝市農地利用最適化推進委員に推薦しているか、又は応募する者が藤枝市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

11. 問い合わせ先

〒426-0026 藤枝市岡出山2丁目15番25号

藤枝市役所 南館1階 農業委員会事務局

TEL : 054-643-3269 FAX : 054-631-9081

MAIL : noi@city.fujieda.shizuoka.jp